外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である松田紀元が退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年一月十五日

東京都港区高輪二丁目一四番一七号

バルテック・インターナショナル・コーポレーション

日本における代表者　松田　紀元

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である曺理紗が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年一月十五日

アメリカ合衆国デラウェア州ニューキャッスル郡ニューアーク市バークスデール・プロフェッショナル・センター一一三

東京都江東区塩浜二丁目一七番二二号カスティージョ壱番館五〇一号

ティーアイジートウキョウインコーポレーテッド

日本における代表者　曺　理紗

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である西野信が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年一月十五日

川崎市高津区末長五六一番地七セブンフォレストヒルユーカリコート四〇一

ＴＴＴｅｃｈ　Ａｕｔｏｍｏｔｉｖｅ　ＧｍｂＨ

日本における代表者　西野　信

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である西野信が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年一月十五日

川崎市高津区末長五六一番地七セブンフォレストヒルユーカリコート四〇一

ＴＴＴｅｃｈ　Ｃｏｍｐｕｔｅｒｔｅｃ　ｈｎｉｋ　ＡＧ

日本における代表者　西野　信

限定承認公告

本籍岩手県下閉伊郡岩泉町袋綿字関屋二八番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　畠山　光輝

右被相続人は平成二十一年四月二十二日死亡し、その相続人は平成二十一年十二月二十四日盛岡家庭裁判所宮古支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十五日

岩手県盛岡市大通一丁目一番一六号岩手教育会館七階山中法律事務所

限定承認者　畠山　健

代理人弁護士　山中　俊介

限定承認公告

本籍埼玉県桶川市南二丁目八七八番地、最後の住所埼玉県上尾市柏座四丁目一番一九号

被相続人　亡　辻本　盛夫

右被相続人は平成二十一年九月二十六日死亡し、その相続人は平成二十一年十二月二十五日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十五日

千葉県柏市逆井二丁目二一番五六号

相続財産管理人　辻本　裕樹

限定承認公告

本籍東京都東村山市富士見町五丁目六番地四四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　五十嵐　清

右被相続人は平成二十一年九月十六日死亡し、その相続人は平成二十二年一月四日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十五日

東京都東村山市多摩湖町一丁目二九番地五五

相続財産管理人　五十嵐　裕

限定承認公告

本籍愛知県稲沢市祖父江町島本五〇七番地、最後の住所愛知県一宮市昭和二丁目一一番一六号ＴＡＷＮＹ・ＭＡＬＴＡ一〇三号

被相続人　亡　佐藤　正敏

右被相続人は平成二十一年十月十四日死亡し、その相続人は平成二十二年一月五日名古屋家庭裁判所一宮支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十五日

愛知県稲沢市祖父江町島本五〇七番地

限定承認者　原田かな子

限定承認公告

本籍大阪市中央区上町一丁目五番地、最後の住所大阪市鶴見区今津南三丁目五番五号Ａ－三〇四号

被相続人　亡　畑中　喬

右被相続人は平成二十一年五月二十日死亡し、その相続人は平成二十一年十一月二十日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十五日

大阪市中央区伏見町二丁目三番九号

相続財産管理人畑中成啓

代理人弁護士　村上　和史

限定承認公告

本籍広島県尾道市栗原町九七五〇番地一二、最後の住所広島県尾道市栗原町九七五〇番地一二

被相続人　亡　向山　和子

右被相続人は平成二十一年九月二十九日死亡し、その相続人は平成二十二年一月六日広島家庭裁判所尾道支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十五日

広島県尾道市栗原町九七五〇番地一二

相続財産管理人　向山　徹

特定社債権者集会決議認可公告

平成二十一年十二月二十四日開催の特定目的会社小樽Ｒ２第一回一般担保付特定社債（適格機関投資家限定）の特定社債権者集会における左記決議について、平成二十一年十二月二十五日に東京地方裁判所の認可決定を得ましたので公告いたします。

記

社債要項の一部を変更する件

平成二十二年一月十五日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

特定目的会社小樽Ｒ２

取締役　大村　圭一

訂正公告

平成二十二年一月六日（号外第三号）掲載の株式会社ＴＯＬに係る解散公告中、住所「東京都品川区西五反田七丁二二番一七号」とあるは「東京都品川区西五反田七丁目二二番一七号」の誤りにつき訂正します。

平成二十二年一月十五日

東京都品川区西五反田七丁目二二番一七号

株式会社ＴＯＬ

代表清算人　吉崎　孝

訂正公告

平成二十一年十二月二十五日（号外第二七四号）掲載の独立行政法人理化学研究所平成二十事業年度財務諸表に関する公告中、貸借対照表　負債の部　Ⅰ流動負債中「未払費用　323,697,744」の下に「未払法人税等　24,100,000」を追記、純資産の部　Ⅲ利益剰余金中「積立金　0」を削除、損益計算書　経常費用　研究費中「水道光熱費　3,873,653,004」の下に「保守費　1,917,923,967」を追記し、それぞれ訂正します。

平成二十二年一月十五日

埼玉県和光市広沢二番一号

独立行政法人理化学研究所

理事長　野依　良治

取消公告

平成二十一年十一月二十六日掲載の優先資本金の額の減少公告は取消します。

平成二十二年一月十五日

東京都港区六本木一丁目六番一号

ガーネット・ピー・イー特定目的会社

取締役　栗原　義英

正　誤

ページ	段	行	誤	正
七三	一九	終りから	鈴木　基之	鈴木　基史

（原稿誤り）

平成二十一年十二月十五日人事異動欄内閣府の部

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　一月十五日付第九号九六ページ

ージ●同日付政府調達第九号八〇ページ

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五一〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）